

株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年6月 第2回訂正分)

伊澤タオル株式会社

ブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年6月11日に関東財務局長に提出し、2025年6月12日にその届出の効力は生じております。

○ 株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年5月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年6月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し5,750,000株(引受人の買取引受による売出し5,000,000株・オーバーアロットメントによる売出し750,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年6月11日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、上記引受人の買取引受による売出しについては、2025年6月11日に、日本国内において販売される株数が3,610,000株、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売される株式数が1,390,000株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2025年6月11日(以下「売出価格決定日」という。)に決定された引受価額(690円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格750円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(2025年6月20日)に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで売出価格を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「5,000,000」を「3,610,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「5,000,000」を「3,610,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,625,000,000」を「2,707,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,625,000,000」を「2,707,500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 2. 引受人の買取引受による売出しにかかる売出株式5,000,000株のうち一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。)されます。上記売出数3,610,000株は、日本国内において販売(以下「国内販売」という。)される株数(以下「国内販売株数」という。)であり、海外販売株数は1,390,000株であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 売出価額の総額は、国内販売株数に係るものであり、海外販売株数に係るものについては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
5. 引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し750,000株を行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4. の全文削除及び 5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「750」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「690」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき750」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されました。
売出価格等の決定に当たりましては、700円以上750円以下の仮条件に基づいてブックビルディングを実施いたしました。その結果、以下の点が特徴として見られました。
- ①申告された総需要株式数は、公開株式数(引受人の買取引受による売出株式数5,000,000株及びオーバーロットメントによる売出株式数上限750,000株)を十分に上回る状況であったこと。
- ②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
- 上記ブックビルディングの結果、売出価格は公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスクなどを総合的に勘案して、1株につき750円と決定いたしました。
- なお、引受価額は1株につき690円と決定いたしました。
2. 申込証拠金には、利息をつけません。
3. 元引受契約の内容
- | | | |
|-----------------------|------------------------------|-------------------|
| <u>各金融商品取引業者の引受株数</u> | <u>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</u> | <u>2,640,400株</u> |
| | <u>モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社</u> | <u>2,000,300株</u> |
| | <u>株式会社SBI証券</u> | <u>239,900株</u> |
| | <u>SMBC日興証券株式会社</u> | <u>29,900株</u> |
| | <u>野村証券株式会社</u> | <u>29,900株</u> |
| | <u>アイザワ証券株式会社</u> | <u>14,900株</u> |
| | <u>岩井コスモ証券株式会社</u> | <u>14,900株</u> |
| | <u>東海東京証券株式会社</u> | <u>14,900株</u> |
| | <u>松井証券株式会社</u> | <u>14,900株</u> |
- 引受人が全株買取引受けを行います。各金融商品取引業者の引受株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき60円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2025年6月11日に元引受契約を締結いたしました。
5. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。
8. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(株)」の欄：「543,750,000」を「562,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(株)」の欄：「543,750,000」を「562,500,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の(注) 4. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「750」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき750」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年6月11日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(2) 海外販売の売出数(海外販売株数)

1,390,000株

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、売
出価格決定日(2025年6月11日)に決定されました。

(3) 海外販売の売出価格

1株につき750円

(4) 海外販売の引受価額

1株につき690円

(5) 海外販売の売出価額の総額

1,042,500,000円

3. グリーンシュエアプシオンとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社当社株主であるジャフコSV6投資事業有限責任組合及びジャフコSV6-S投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、750,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエアプシオン」という。)を、2025年7月17日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年7月17日までの間、貸株人から借受ける株式の返却を目的として、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び株式会社SBI証券と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアプシオンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び株式会社SBI証券と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。